

平成 25 年度ガイドラインの実施等に関する 履行状況調査の観点(案)

1 基本方針

- ① 各機関から提出された「ガイドラインの実施等に関する履行状況調査報告書」等の取組状況が適切であり、機能しているか。
- ② 不正事案に対する再発防止策等が適切であるか。

履行状況調査に当たっては、上記の方針によって行うこととし、以下「3」に主な観点を挙げているが、この事項に限らず、必要に応じて調査するものとする。また、機関の規模・設置形態などの特性を踏まえ、その代替措置も含めた取組状況を十分考慮する。

2 履行状況調査において留意事項を付す際の主な観点

(1) 履行状況調査において付す意見は、留意事項、要望意見の2種類とする。

留意事項：① 調査の結果、ガイドラインの規定に違反する、又は書類の内容が不明確である事項があり、機関に対して内容の修正を求める意見。以降のフォローアップにおいても対応が不十分な場合には、段階的な是正措置を講じる。

② 調査の結果、ガイドラインの規定に違反する疑いがある、又は機関の規定及び不正防止計画等に照らして改善を強く求める事項があり、機関に対して内容の修正を求める意見。

要望意見：調査の結果、機関の規定及び不正防止計画等に照らして改善・充実が望まれる事項があり、機関に対してこれを通知する意見。

(2) 機関の規定及び不正防止計画等に照らして正当な理由なく履行されていない(規定等と運用が乖離している)場合であって、「3 調査の観点・留意事項等(例)」に照らして留意事項を付すことが適当である場合には、留意事項を付すこととする。ただし、早期に改善が期待される場合等及び「3 調査の観点・留意事項等(例)」に照らして要望意見とすることが適当な場合には、要望意見とするものとする。

3 調査の観点・留意事項等(例)

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の第1節から第6節に掲げる「全機関に実施を要請する事項」に基づき、①各事項の趣旨に沿った取組が措置されているか、②各事項に沿って機関自らが掲げた計画・取組が機能してい

るかの観点から調査を行い、それらの対応が正当な理由なく履行されていない場合には、留意事項を付し、是正・改善を求めることとする。ただし、早期に改善が期待される場合にあっては、要望意見として伝達し、機関の主体的な改善を促すこととする。

履行状況調査の観点	留意事項（例示）
<p>【取組状況全般に関する事項】</p> <p>1 機関内の責任体系が明確化されているか</p> <p>2 適正な運営・管理の基盤となる環境が整備されているか</p> <p>① ルールーの明確化・統一化が図られているか</p> <p>② 職務権限が明確化されているか</p> <p>③ 関係者の意識向上が図られているか</p> <p>④ 調査及び懲戒に関する規程が整備され、適正に運用されているか</p> <p>3 不正を発生させる要因が把握され、それに基づく不正防止計画が策定・実施されているか</p> <p>4 研究費の適正な運営・管理活動が実施されているか</p> <p>5 情報の伝達を確保する体制が確立しているか</p> <p>6 モニタリング体制が整備され、機能しているか</p> <p>【再発防止策全般に関する事項】</p> <p>不正事案に対する再発防止策等が適切であるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ○○について明確化に努め、適切に運用すること。 ・ ○○の実効的実施体制の整備に努めること。 ・ ○○の活動の一層の推進に努めること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ○○については、更なる充実を図ること。 ・ 再発防止策の早期の実行と着実な履行に努めること。

※ 機関に対し、「留意事項」、「要望意見」を通知する際には、可能な限り具体的な内容についても伝達する。

【参 考】

**平成24年度ガイドラインの実施等に関する
履行状況調査を踏まえた横並び留意事項**

区 分	留意事項（例示）
【再発防止策全般に関する事項】	○ （今後検討・実施予定とされている諸事項も含め、）再発防止策の着実な履行に努めるとともに、運用実態・効果等について点検・評価を行いつつ、引き続き、再発防止に向けた公的研究費の管理・監査体制の整備・充実に努めること。
【不正防止計画に関する事項】	○ （今後改定予定とされている）不正防止計画については、不正を発生させる要因に対応する具体的な計画として策定し、機関内外に公開するとともに、計画の着実な履行とその進捗管理に努めること。
【関係者の意識向上に関する事項】	○ 全ての研究者及び事務職員に対し、ルールや意識を浸透させるための更なる実効性ある取組について工夫すること。
【情報発信に関する事項】	○ ホームページへの掲載については、○○、△△、××などとともに、これらに関する諸規程を、内外からの利用者の視点に立って、分かりやすく体系化・集約化して掲載し、情報発信・共有化の推進に努めること。

※ 上記のほか、機関の取組状況に応じて、個別の留意事項を付す。

【第1次調査結果の留意事項】

- 再発防止策の着実な履行と運用実態・効果等の点検・フィードバック【全18機関】
- 全ての研究者、事務職員に対するルール・意識を浸透させるための工夫【12機関】
- 不正発生要因を踏まえた不正防止計画の改定(策定)とその着実な履行【7機関】
- 機関内外に対する情報発信・共有化の推進・強化【6機関】
- その他の個別事項
 - 行動規範の策定・周知【3機関】
 - 内部監査体制の充実・強化、関係部署との連携促進【3機関】
 - 実質的な事務局発注機能の充実・強化【2機関】